

薬生食基発 0624 第 1 号  
薬生食監発 0624 第 1 号  
令和 3 年 6 月 24 日

各 

都 道 府 県
保 健 所 設 置 市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課長  
（ 公 印 省 略 ）  
厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長  
（ 公 印 省 略 ）

### 「食品中の食品添加物分析法」の改正について

標記分析法については、「食品中の食品添加物分析法について」（平成 12 年 3 月 30 日付け衛化第 15 号厚生省生活衛生局食品化学課長通知）の別添「第 2 版 食品中の食品添加物分析法」により定めているところです。

今般、科学的知見に基づき見直しを行い、「第 2 版 食品中の食品添加物分析法」を下記のとおり改正したので、関係者への周知方よろしくお願ひします。

### 記

- 1 添加物分析法各条に別添 1 の「三二酸化鉄」の分析法を加える。また、参照分析法の「三二酸化鉄」を削除する。

- 2 添加物分析法各条の「ミョウバン類」の名称を「硫酸アルミニウムアンモニウム及び硫酸アルミニウムカリウム」に改めるとともに、「L-アスコルビン酸パルミチン酸エステル及びL-アスコルビン酸ステアリン酸エステル」、「グルコン酸第一鉄」、「二酸化チタン」、「硫酸アルミニウムアンモニウム及び硫酸アルミニウムカリウム」、「過酸化ベンゾイル」及び「鉄化合物」の分析法について、別添2のとおり改める。
  
- 3 添加物分析法各条の「二酸化硫黄及び亜硫酸塩類」の対象とする添加物に「亜硫酸水素アンモニウム水」を加える。その他、別添3のとおり所要の改正を行う。また、主要な改正箇所を新旧対照表として別紙に示した。
  
- 4 本通知は、令和3年6月24日から適用すること。ただし、令和4年6月23日までの間は、なお従前の例によることができる。